

住宅用太陽エネルギー利用機器導入促進事業 総発電電力量計設置ガイドライン

1. 目的

住宅用太陽光発電システムの設置においては、発電電力が家庭での消費電力を上回った場合は、その上回った分の電力（余剰電力）を電力会社が買い取る制度が広く運用されている。この場合、電力会社が供給する電力を測定する電力量計（買電電力量計）に加えて、太陽光発電システムからの余剰電力を測定するための電力量計（逆潮流電力量計）が設置されている。

一方、住宅用太陽エネルギー利用機器導入促進事業（以下、「本事業」という。）においては、補助金交付の条件として、補助金の交付を受けた太陽光発電システム（以下、「対象システム」という。）が発電した電力のうち、設置した住宅において使用された電力量（以下、「自家消費電力量」という。）に相当する 10 年分の環境価値を財団法人東京都環境整備公社（以下、「公社」という。）に無償で譲渡することが定められている。公社は譲渡された環境価値の量を把握し、環境価値の取引が可能なグリーン電力証書として発行する。環境価値の量を把握するには、自家消費電力量を測定する必要がある、上記 2 つの電力量計に加え、対象システムの総発電電力量を測定する総発電電力量計を設置しなければならない。

本ガイドラインは、本事業への申請を行う者に対し、申請に必要な総発電電力量計の設置方法について、基本的事項を記述したものである。

なお、太陽光発電システムの総発電電力量と自家消費電力量は、以下の関係にある。

$$[\text{自家消費電力量}] = [\text{総発電電力量}] - [\text{逆潮流電力量}]$$

2. 本事業への申請に必要な電力量計

本事業への申請を行う者は、対象システムの総発電量を測定する計量法に適合した電力量計を設置しなければならない。計量法に適合した電力量計とは、指定製造事業者における基準適合検査、または日本電気計器検定所にて検定に合格した計器のことである。

なお、総発電電力計については、次に定める有効期限以降のものであることが必要である。

- ・平成 21 年度中に申請をする場合—有効期限が平成 30 年 10 月以降
- ・平成 22 年度中に申請をする場合—有効期限が平成 31 年 10 月以降

3. 電力量計の設置工事

1) 総発電電力量計の設置：屋外設置

本事業においては、対象システムにおける自家消費電力量について、毎年、その実績を公社が指定する調査員が確認する。そのため、自家消費電力量の確認に必要な総発電電力量計を戸建住宅に設置する場合は、住宅の屋外でかつ調査員による確認が容易な場所に、集合住宅に設置する場合は、屋外又は確認が容易な建物内に設置しなければならない。

また、他の電力量計（買電電力量計、逆潮流電力量計）に隣接する位置に設置し、十分大きな文字で、かつ容易に消えない方法で“グリーン電力総発電”の表示を行うこと。

戸建住宅の屋外に設置する場合の接続方法を図 1 に示す。

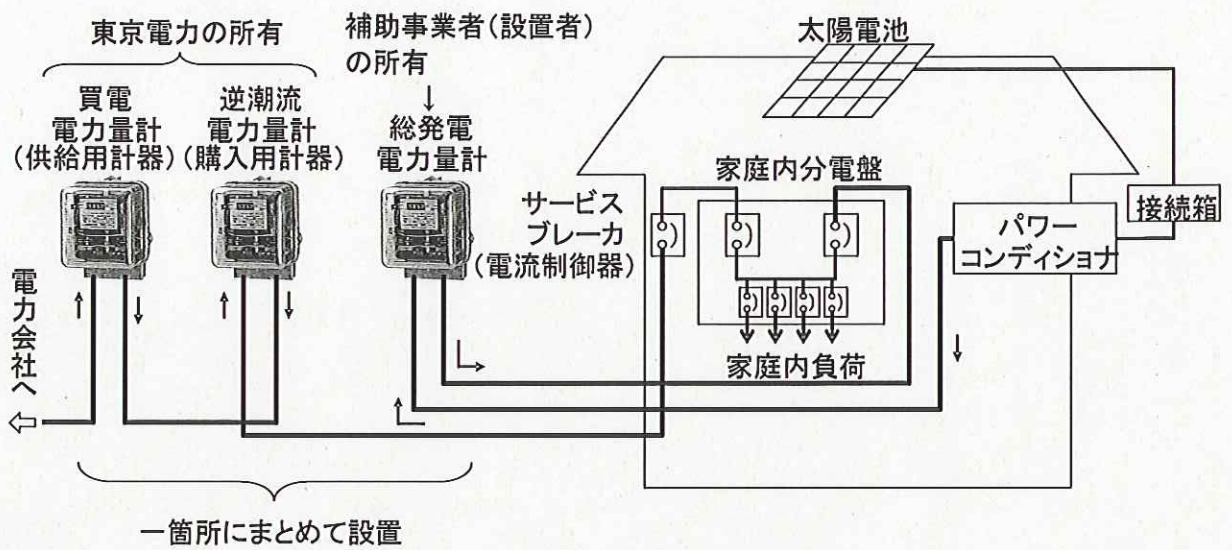
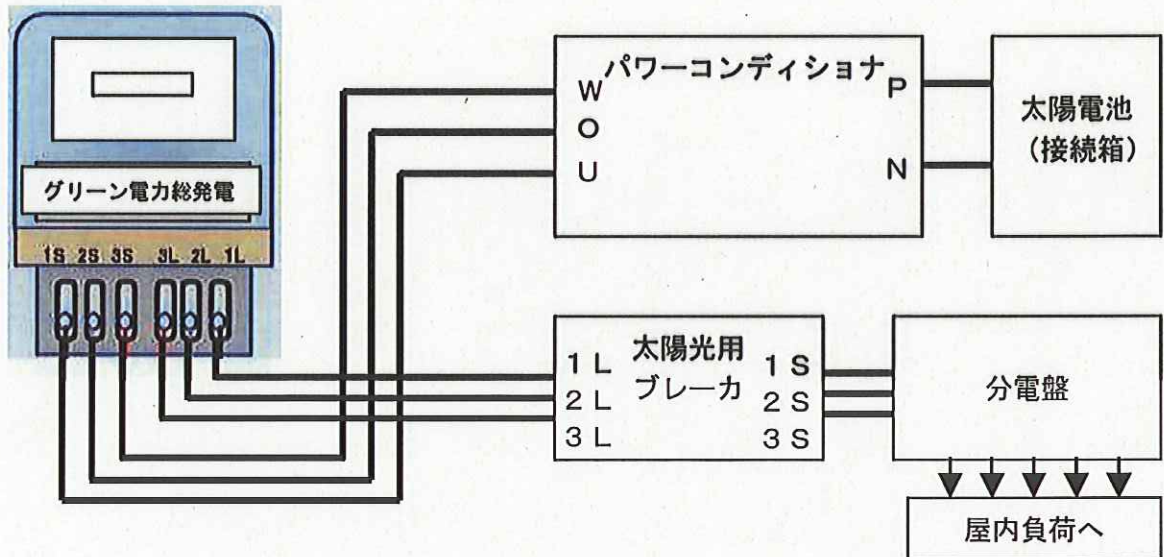


図1. 総発電電力量計を戸建住宅の屋外に設置する場合

(提供：有限責任中間法人太陽光発電協会 販売施工 WG)

2) 電力量計の接続

戸建住宅におけるパワーコンディショナ、総発電電力量計、太陽光用ブレーカ間の接続例を図2に示す。



注)

- ・ 端子接続部のS・Lの表示は、それぞれ電源側および負荷側を示す。
- ・ パワーコンディショナは、総発電電力量計のS (電源) 端子側に接続する。
- ・ 総発電電力量計のL (負荷) 端子は、太陽光用ブレーカのL (負荷) 端子に接続する。
- ・ 太陽光用ブレーカのS (電源) 端子は分電盤に接続する。ここで、分電盤側から見た場合は、太陽光発電システムを負荷と見なす (電源ではない) ことに注意する。

図2. 接続図

(提供：有限責任中間法人太陽光発電協会 販売施工 WG)

4. 電力量計の管理区分

表 1. 総発電電力量計の表示と管理区分

名称表示	所有者	管理責任者	設置・交換費用負担
グリーン電力総発電	補助事業者 (設置者)	補助事業者 (設置者)	補助事業者 (設置者)

5. 補足、注意事項

- ・集合住宅において、対象システムを低圧連系する場合には、上記戸建住宅における接続方法に習い、総発電電力量計を設置すること。
- ・集合住宅において、低圧以外で連系する場合には、総発電電力量計の設置方法について、公社に確認の上設置すること。
- ・電力量計は、設置場所に応じて必要な保護機能を備えた収納箱に納めて設置すること。
- ・収納箱は、メーターボックス、WHMボックス、WHM収納キャビネット等の名称で市販されている。軒下設置の場合、例えば保護等級“IP33（IEC基準）”以上を使用すること。
- ・設置工事は内線規程に基づき実施すること。また点検表等により施工検査を確実にすること。
- ・計量法により、取引に用いる計器は検定品を使用することが定められている。同一型名の電力量計でも“検定品”と“非検定品”が設定されている場合があるので、発注時には検定品であることを指定、または確認すること。
- ・計量法では検定品の有効期間が定められている（通常10年）。
- ・当事業の補助金交付申請日から、その日の属する年度から起算して10年度目の10月31日までに、総発電電力量計に故障等不具合が生じたときは、速やかに修理・改善措置をとること。

以上